

福祉用具貸与に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	ケアサポート木輪館
代表者（役職・氏名）	代表取締役社長 後藤 大輔
本社所在地 （連絡先・電話番号等）	〒807-0075 福岡県北九州市八幡西区下上津役3丁目3番6号 福祉用具事業所：TEL 093-613-6335 FAX 093-612-1644
法人設立年月日	1987年5月

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	ケアサポート木輪館
介護保険指定 事業所番号	4070700093
事業所所在地	〒807-0075 福岡県北九州市八幡西区下上津役3丁目3番6号
連絡先	TEL 093-613-6335 FAX 093-612-1644
通常の事業の 実施地域	北九州市・中間市・直方市・遠賀郡・宗像市・鞍手郡・福津市 宮若市（離党を除く）

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ゴトウが開設するケアサポート木輪館が行う福祉用具貸与事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、木輪館の福祉用具専門相談員指定講習会の修了者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定福祉用具貸与を提供することを目的とします。
運営の方針	木輪館の福祉用具専門相談員等は、要介護者等の心身の特性、希望、住環境等を踏まえて、その有する能力に応じた自立して日常生活を営むことが出来るよう福祉用具の選定

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日曜日・祝日・8月13日～15日・12月31日～1月3日以外
営業時間	9：00～18：00

(4) 事業所の職員体制

管理者	富吉 梨絵
-----	-------

	常勤（人数）		非常勤（人数）	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者	1名	0名	0名	0名
福祉用具専門相談員	5名	0名	0名	0名

(5) 福祉用具貸与の取扱い種目

☐ 車いす ※1	☐ 手すり
☐ 車いす付属品 ※1	☐ スロープ
☐ 特殊寝台 ※1	☐ 歩行器
☐ 特殊寝台付属品 ※1	☐ 歩行補助つえ
☐ 床ずれ防止用具 ※1	☐ 認知症老人徘徊感知機器 ※1
☐ 体位変換器 ※1	☐ 移動用リフト ※1
	☐ 自動排泄処理装置 ※2

※1…要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2…要介護4以上の方が給付の対象です。

※ 対象外の方であっても一定の条件に当てはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

(6) 福祉用具貸与・販売の選択可能な種目

品目	備考
☐ スロープ	貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
☐ 歩行器	貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
☐ 歩行補助つえ	カナデ・イアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る。

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します。

(2) 基本料金

サービスを利用した際にお支払いいただく「利用者負担金（介護保険が適用された場

合)」は、当事業所のレンタル料金表によるものとし、原則サービスに要した費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

サービスの利用開始月及び終了月毎における利用料の取扱いは、次のとおりです。

利用開始又は終了の時期	利用料)
利用開始日が開始月の15日以前の場合	1ヶ月分
利用開始日が開始月の16日以降の場合	半月分
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の15日以前の場合	半月分
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の16日以降の場合	1ヶ月分
利用開始日と終了日が同月の場合	1ヶ月分

※ 個々の貸与品名の利用料については、弊社カタログや利用目録等を御覧ください。

※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額（10割）をご負担いただきます。

【福祉用具商品のお試し期間】

福祉用具商品を導入にあたり、商品実物を試して頂く期間を設けています。

期間は原則1週間とする。1週間を超えるお試しに関しては、事前にご相談下さい。

※1週間を超えるお試し商品に関して、請求（実費）の対象となる場合があります。

特殊寝台・排泄処理装置・一部の商品に関しては対象外になります。ご了承ください。

（3）その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	サービス実施地域内は無料です。（但し離島は除きます） 上記以外の地域外の場合、交通費の実費を頂く場合があります。 ① 公共交通機関を利用した場合 交通費の全額 ② サービス提供地域から5km以上10km未満ごとに1,000円とする。
搬出入費用	なし

（4）支払い方法

上記（1）及び（2）の利用者（利用者負担分の金額）は1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ゆうちょ銀行はサービスを利用した月の翌月22日 西日本シティ銀行はサービスを利用した翌月25日 ※但し、金融機関が休業日の場合は翌営業日の引落としとなります。
銀行振り込み	福岡ひびき信用金庫 町上津役支店（当座口座） 口座名義人：株式会社ゴトウ代表取締役後藤大輔 口座番号：0522590 ※手数料は、利用者負担となります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

基本2ヵ月ごとの集金となります。

- ・領収書の再発行をご希望の際は、お客様宅へ持参、または郵送させていただきます。
再発行手数料として、一律300円のお支払いとなります。
ただし、弊社へ受け取りにいられた場合、再発行手数料は発生致しません。
- ・サービス実施に必要な水道・電気等の費用はお客様の負担となります。
利用者は福祉用具商品の説明に従った利用方法、管理を行って下さい。

4 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

(自社において福祉用具の消毒・保管を行う場合)

- ・回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。

(福祉用具の消毒・保管を行う他の事業者に行わせる場合)

- ・福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託する場合があります。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的（概ね12ヶ月ごと）に確認し、その結果等を記録します。

5 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業員は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。弊社は三井住友海上火災保険に加入しております。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 093-613-6335
	面接場所 当事業所内相談室

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	八幡西区役所	093-642-1441（代表）
	八幡東区役所	093-671-0801（代表）
	戸畑区役所	093-871-1501（代表）
	若松区役所	093-761-5321（代表）

	小倉北区役所	０９３－５８２－３３１１（代表）
	小倉南区役所	０９３－９５１－４１１１（代表）
	門司区役所	０９３－３３１－１８８１（代表）
	中間市役所	０９３－２４４－１１１１（代表）
	福岡県介護保険広域連合 遠賀支部	０９３－２９１－５２６６（代表）
	宗像市役所	０９４０－３６－１１２１（代表）
	直方市役所	０９４９－２５－２１１６（代表）
	福岡県国民健康保険団体 広域連合	０９２－６４２－７８００（代表）

８ 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- （１）当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- （２）あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- （３）利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- （４）利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

９ 虐待の防止のための取組について

- （１）虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

（虐待防止に関する責任者）	富吉 梨絵
---------------	-------

- （２）虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に開催しています。
- （３）虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

１０ サービスの提供内容に係る記録・保管

- （１）サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- （２）サービス提供に係る記録を契約終了後２年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

１１ 提供するサービスの第３者評価

実績なし

福祉用具貸与サービス利用契約書

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

（契約期間と更新）

第2条 契約期間は、サービスの利用開始日から起算して1年間とします。

2 この契約は、契約満了の1か月前までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、自動更新とするものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。福祉用具貸与計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明し、同意を得たうえで交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用料は、「重要事項説明書」「福祉用具サービス計画書」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、サービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、介護支援専門員に連絡するなど必要な対応を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（故障時等の取扱い）

第5条 万一故障等が起きた場合は、速やかに修理・交換等の手配を致します。

2 ただし、利用者等による故意又は誤った使用方法による故障・盗難・紛失の場合には、別途修理費もしくは弁償費相当額をご負担いただく場合があります。

（身分証の提示及びサービスの提供内容に係る記録・保管）

第6条 サービス従業員は、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

2 事業者は、サービスを提供した際、サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、その情報を利用者に対して提供します。

3 事業者は、サービス提供に係る記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。

ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第7条 事業者は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者（又は介護予防支援事業者）及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。

2 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者（又は介護予防支援事業者）への連絡調整等の援助を行います。

（秘密保持）

第8条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

（個人情報の取扱い）

第9条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。

なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

2 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

（賠償責任）

第10条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

(利用者負担金及びその変更)

- 第 1 1 条 利用者は、サービスの対価として「福祉用具サービス計画書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。
- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。
- その際には、事業者は利用者に説明します。
- 3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者が事前に定めているレンタル料金の増額を行う場合には、利用者に対して変更予定日の当日までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者負担金の滞納)

- 第 1 2 条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を 2 か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により 1 0 日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業者（又は介護予防支援事業者）と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第 1 項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

(契約の終了)

- 第 1 3 条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2 週間以上不明になったとき

(利用者の解約権)

- 第 1 4 条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の 7 日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
 - (2) 事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

（事業者の解約権）

第15条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

（契約終了時の援助）

第16条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

（苦情処理）

第17条 事業者は、利用者からの福祉用具貸与サービスに対する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（利用者代理人）

第18条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

（裁判管轄）

第19条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

（契約外事項）

第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

（協議事項）

第21条 この契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社ゴトウ ケアサポート木輪館
代表者（役職・氏名）	代表取締役 後藤大輔
本社所在地 （連絡先・電話番号等）	北九州市八幡西区下上津役 3 丁目 3 番 6 号 TEL 093-613-6335 FAX 093-612-1644
法人設立年月日	1987年5月

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	ケアサポート木輪館
介護保険指定 事業所番号	4 0 7 0 7 0 0 0 9 3
事業所所在地	〒807-0075 北九州市八幡西区下上津役 3 丁目 3 番 6 号
連絡先	TEL 093-613-6335 FAX 093-612-1644
通常の事業の 実施地域	北九州市、中間市、直方市、遠賀郡、宗像市、鞍手郡、福津市、宮若市（離島を除く）

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ゴトウが開設するケアサポート木輪館（以後、木輪館という）が行う特定福祉用具販売事業（以後、販売事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、木輪館の福祉用具専門相談員指定講習会の修了者が、要支援状態にある高齢者に対し適正な特定福祉用具販売を提供することを目的とします。
運営の方針	イ 木輪館の福祉用具専門相談員等は、要介護者等の心身の特性、希望、住環境等を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行うものとします。 ロ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	日曜日・祝日・8月13日～15日・12月31日～1月3日以外
営業時間	9：00～18：00

(4) 事業所の職員体制

管理者	富吉 梨絵
-----	-------

	常勤（人数）		非常勤（人数）	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者	1名	0名	0名	0名
福祉用具 専門相談員	4名	0名	0名	0名

(5) 特定福祉用具販売の取扱い種目

☐ 腰掛便座	☐ 入浴補助用具 ※1	☐ スロープ ※2
☐ 自動排泄処理装置の交換可能部品	☐ 簡易浴槽	☐ 歩行器 ※3
☐ 排泄予測支援機器	☐ 移動用リフトのつり具の部分	☐ 歩行補助つえ ※4

※1…入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

①入浴用椅子 ②浴槽用手すり ③浴槽内椅子 ④入浴台⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト

※2…スロープとは、貸与告示第九項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

※3…歩行器とは、貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

※4…歩行補助つえとは、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖に限る。

3 提供するサービスの第三者評価

実績なし

4 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します。

(2) 購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

(3) その他費用

交通費	弊社のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です（但し、離島は除きます）。 サービス提供地域以外の地域にお住いの場合、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。 ① 公共の交通機関を使用した場合 交通費の全額 ② 自動車を利用した際には、実施地域外から5km以上10km未満毎に1,000円とする。
搬出入費用	上記に準じます
領収書再発行費用	領収書再発行をご希望の際は、お客様宅へ持参、または郵送させていただきます。 再発行手数料として、一律300円のお支払いとなります。 ただし、弊社へ受け取りに来られた場合、再発行手数料は発生致しません。

(4) 支払い方法

上記（1）及び（2）にかかる費用は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	商品納品時に現金でお支払いください。

5 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

6 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

7 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

8 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 093-613-6335 窓口担当者 富吉 梨絵
---------	----------------------------------

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡西区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
	電話番号	093-642-1441（代表）
八幡東区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
	電話番号	093-671-0801（代表）
戸畑区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
	電話番号	093-871-1501（代表）
若松区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市若松区浜町一丁目1番1号
	電話番号	093-761-5321（代表）
小倉北区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市小倉北区大手町1番1号
	電話番号	093-582-3311（代表）
小倉南区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
	電話番号	093-951-4111（代表）
門司区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市門司区清滝一丁目1番1号
	電話番号	093-331-1881（代表）
中間市役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	中間市中間一丁目1番1号
	電話番号	093-244-1111（代表）

福岡県介護保険広域連合 遠賀支部	所在地	遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場横車庫棟2階
	電話番号	093-291-5266（代表）
直方市役所 市民部 保険課 介護保険係	所在地	直方市殿町7番1号 直方市役所1階
	電話番号	0949-25-2116（代表）
宗像市役所 介護保険課 介護保険係	所在地	宗像市東郷一丁目1番1号
	電話番号	0940-36-1121（代表）
福岡県国民健康保険団体連合会	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092-642-7800（代表）

9 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- （1）当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- （2）あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- （3）利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- （4）利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

10 虐待の防止のための取組について

- （1）虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

（虐待防止に関する責任者）	富吉 梨絵
---------------	-------

- （2）虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- （3）虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

11 サービスの提供内容に係る記録・保管

- （1）サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- （2）サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

介護保険住宅改修重要事項説明書

＜2023 年 5 月 1 日現在＞

1. 事業所の概要

(1) 介護保険住宅改修事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアサポート木輪館 (株) ゴトウ
所在地	北九州市八幡西区下上津役3丁目3-6
電話番号	093-613-6335
FAX番号	093-612-1644
事業者番号	北九州市 0390000008 / 中間市 9 / 直方市 14 / 広域 4070700093
サービス提供地域	北九州市、中間市、直方市、遠賀郡、宗像市、鞍手郡、福津市、宮若市（離島を除く）

(2) サービス提供の時間帯

営業日	営業時間帯
平日・土曜日	9:00～18:00
営業しない日	日曜日・祝日・8月13日～15日・12月31日～1月3日

2. サービスの内容

	対象種目	保険適用
住宅改修	手摺の取付	有
	段差の解消	有
	床材の変更	有
	引戸等のへの扉の取替	有
	洋式便器等への取替	有

3. 利用者負担金及び手続き

(1) 介護保険の適用がある場合は、ご自身の負担割合が記載されている介護保険負担割合に基づいた利用者負担をお支払い頂きます。

①介護保険の適用がない場合（入院など）や介護保険での給付の範囲（支給限度額 20 万円）を超えたサービス費は、**全額が利用者の負担となります。**

②介護度が3段階以上上がった場合、又は転居した場合、利用額はリセットされ、再度利用が可能となります。

(2) 交通費

弊社のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です（但し、離島は除きます）。

サービス提供地域以外の地域にお住まいの場合、交通費の実費をお支払いいただくことがあります。

①公共の交通機関を使用した場合 交通費の全額

②自動車を利用した際には、実施地域外から 5km 以上 10km 未満毎に 1,000 円とする。

(3) その他

サービスの実施に必要な利用者宅の水道・電気等の費用はお客様の負担となります。

借家の退去時における原状回復につきましては、お客様と家主様との賃貸契約に基づいてお願い致します。弊社にて原状回復の為の費用及び責任は負いかねます。

相談窓口・苦情対応

サービスに関するご相談・ご不満がございましたら、ご遠慮なく相談窓口担当者までお申し付け下さい。

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 ご利用相談室	窓口担当者	富吉 梨絵、杉谷 佳亮、古海 仁士、山口 太雅
	ご利用時間	平日・土曜 午前9時00分～午後6時00分 電話 093-613-6335
	ご利用方法	面接 北九州市八幡西区下上津役3-3-6 ケアサポート木輪館

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

八幡西区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
	電話番号	093-642-1441（代表）
八幡東区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市八幡東区中央一丁目1番1号
	電話番号	093-671-0801（代表）
戸畑区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市戸畑区千防一丁目1番1号
	電話番号	093-871-1501（代表）
若松区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市若松区浜町一丁目1番1号
	電話番号	093-761-5321（代表）
小倉北区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市小倉北区大手町1番1号
	電話番号	093-582-3311（代表）
小倉南区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市小倉南区若園五丁目1番2号
	電話番号	093-951-4111（代表）
門司区役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	北九州市門司区清滝一丁目1番1号
	電話番号	093-331-1881（代表）
中間市役所 高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当	所在地	中間市中間一丁目1番1号
	電話番号	093-244-1111（代表）
福岡県介護保険広域連合 遠賀支部	所在地	遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場横車庫棟2階
	電話番号	093-291-5266（代表）
直方市役所 市民部 保険課 介護保険係	所在地	直方市殿町7番1号 直方市役所1階
	電話番号	0949-25-2116（代表）
宗像市役所 介護保険課 介護保険係	所在地	宗像市東郷一丁目1番1号
	電話番号	0940-36-1121（代表）
福岡県国民健康保険団体連合会	所在地	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092-642-7800（代表）

4. 個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項

ご利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、生命・身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らすことはありません。また、従業員が業務上知り得た秘密及び個人情報は、従業員でなくなった後においても第三者に漏らすことはありません。なお、サービスを提供するにあたり個人情報を使用する場合には、ご利用者には、ご利用者の同意を書面にて得た後「個人情報保護方針」に基づいて行います。

個人情報保護方針

当社は、各種売買・契約等（以下「取引」といいます。）のお申込の際または取引の継続中に、第1条に規定した利用目的の範囲内で御申告いただいた、お客様またはお客様のご家族（以下「お客様」といいます。）の個人情報を業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報につき以下に定める「個人情報の取得・保有・利用・提供に関する同意条項」（以下「同意条項」といいます。）にもとづき取扱いするものとし、お客様が同意条項を承認されることによりお客様との取引を行います。

第1条 個人情報の取得・保有・利用目的

当社は、お客様との取引につき安全かつ確実に遂行し、より良いサービスを提供させていただくため、適法・公正な手段により必要な範囲内でお客様に関する個人情報を次の目的のために取得・保有させていただいております。なお当社は、取得・保有した個人情報につき適切な保護措置を講じます。

（1）住宅改修事業における利用目的

商品の選定および機能の保持にかかわる心身の状況ならびに生活環境の把握、納品・設置、関連するメンテナンスまたはモニタリングの実施等。

また、緊急を要する場合のお客様へのご連絡および代金の収納等。

第2条 個人情報の営業活動のための利用

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用する事があります。

（1）当社の新商品開発、マーケティング活動等に利用する場合

（注）お客様は上記（1）の中止の申し出が出来ます。ただし、当社が送付する請求書等に記載される営業内容及びその同封物についてはこの限りではありません。

第3条 個人情報の第三者提供

当社は次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

（1） 契約書に記載のある場合、サービス担当者会議等で必要に応じて開示する場合

（2） 利用目的の達成に必要な範囲内において業務委託先に提供する場合

なおこの場合、当該委託先につき厳正な調査を行った上、秘密保持のため適正な監査を行います。

（3） 法令により必要と判断される場合

（4） お客様または公共の利益のために必要と判断される場合

（5） その他正当な理由がある場合

第4条 お客様からの開示、訂正のご請求

お客様からご本人に関する情報の開示のご請求があった場合は、請求者がご本人であることをご確認させていただいた上で、特別の理由がない限り対応させていただきます。また、お客様に関する情報が誤っていたり不正確な場合で、お客様が情報を変更された場合は、正確なものに変更させていただきます。

第5条 同意条項に不同意の場合

当社は、お客様が同意条項の内容の全部または一部に同意されない場合、取引を承諾しないことがあります。ただし、第2条に同意されない場合でも、これを理由に当社が取引を承諾しないことはありません。

第6条 個人情報の削除、消去

サービスの提供における取引終了後、又、提供に至らなかった場合の入手後、個人情報管理台帳に則り、ご本人の事前・事後の承諾を得ることなく個人情報を安全かつ完全に削除・消去いたします。